

2 多様な保育サービスの推進

(1) 待機児童解消に向けた保育所の受入れ児童数の拡大 28,255百万円

待機児童の解消を目指し、保育所受入れ児童数を約5万人増やすとともに、新たに創設される「次世代育成支援対策施設整備交付金（ハード交付金）」を活用し、施設整備を推進する。

(2) 多様な保育サービスの提供

(新) ○ 次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）の創設（再掲）

34,568百万円

【対象となる主な事業】

・延長保育促進事業

11時間の開所時間を超えて実施する延長保育の推進

・総合施設モデル事業（新規）

【上記事業の他、対象となる主な事業】

・つどいの広場事業

・ファミリー・サポート・センター事業

・子育て短期支援事業

・乳幼児健康支援一時預かり事業

・育児支援家庭訪問事業

○ 一時・特定保育の推進

2,968百万円

専業主婦等の緊急・一時的な保育を行う一時保育及び、保護者の就労形態の多様化などに伴う柔軟な保育を行う特定保育を推進する。

5,000か所 → 6,646か所

○ 休日保育の推進

488百万円

保護者の勤務形態の多様化に対応し、日曜や祝日に行う、休日保育を推進する。

750か所 → 960か所

○ 夜間保育の推進

40百万円

概ね22時まで開所する夜間保育所の設置を推進する。

60か所 → 80か所

(新) (3) 総合施設モデル事業の実施

就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設について、平成18年度の本格実施に向けて、教育・保育の内容や職員配置、施設設備のあり方に関する検討を行うためのモデル事業を実施。

(次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)の対象事業)

3 子育て生活に配慮した働き方の改革

(1) 男性も育児参加できる職場環境の実現 374百万円

経営トップリーダーからなる有識者会議の開催、モデル的取組を行う企業への支援等を総合的に展開するとともに、育児休業制度等の規定整備の徹底を図り、育児休業の取得等、男性が育児参加できる職場環境の実現へ向けた取組を推進する。

(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施の支援 1, 994百万円

一般事業主行動計画が適切に策定・実施されるように、一般事業主に対する啓発、指導、次世代育成支援対策推進センターの活用等を図るなど、次世代育成支援対策推進法の円滑な施行を図るとともに、育児・介護雇用安定助成金の支給要件を事業主行動計画策定等の取組を反映させたものに見直し、仕事と家庭の両立のための雇用環境の整備等の一層の促進を図る。

(新) (3) 緊急サポートネットワーク事業（仮称）の創設 781百万円

子どもの突発的な病気、急な出張等による子育て中の労働者の育児等に係る緊急のニーズに対応し、専門技能を有するスタッフを登録、あつ旋することにより、仕事と子育ての両立を支援する。

4 児童虐待への対応など 要保護児童対策等の充実

(1) 児童虐待防止対策など児童の保護・支援の充実

(新) ○ 児童虐待・DV対策等総合支援事業の創設 1, 775百万円

各自治体における要保護児童対策、DV対策等の一層の推進が図られるよう、従来の児童虐待防止対策関連事業、DV・女性保護対策関連事業等を再編・整理し、補助基準の緩和等を図ることにより、各自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とする統合補助金を創設する。

【統合した事業】

・児童虐待防止対策支援事業

新たに児童相談所において夜間休日における連絡や相談対応など児童虐待防止のための相談体制の確保等を図る。

・児童家庭支援センター運営事業

地域に密着した相談・支援体制を強化するため、虐待や非行等の問題に対し相談に応じる。

・里親支援事業

里親に対する研修を実施し、また、里親の養育上の負担を軽減するために、里親に対する養育相談の実施、里親からの求めに応じた援助者の派遣、里親相互の交流により里親自身の養育技術等の向上を図る。

・自立生活援助事業

義務教育終了後、児童養護施設等を退所し、就職する児童等に対し、自立援助ホームにおいて、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導を行うとともに、児童の自立に向けた職場開拓など、関係機関との対外関係調整について一層の体制整備を図る。

【上記の事業以外に、下記の事業も統合】

- (・ 婦人相談員活動強化費
・ 売春・DV対策機能強化費)

(新) ○ 次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）の創設（再掲）

34, 568百万円

【対象となる主な事業】

- ・育児支援家庭訪問事業

(新) ○ 児童福祉施設における被虐待児一時保護委託の促進 15百万円
一時保護委託された被虐待児にきめ細かな支援を行うため、被虐待児の一時保護委託を受け入れた児童福祉施設に対して、心理的なケア等を行うための経費に充てる加算を創設する。

○ 施設の小規模化の推進 2,298百万円
児童養護施設で実施している小規模グループケアの対象施設を、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設まで拡大する。

(2) 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）への対策等の推進

(新) ○ 児童虐待・DV対策等総合支援事業の創設（再掲） 1,775百万円
【統合した事業】

・ 婦人相談員活動強化費

DV等の相談に応じる婦人相談員の活動に必要な手当等の経費。

・ 売春・DV対策機能強化費

DV被害者の保護等を広域的に行うための関係機関のネットワーク事業や休日、夜間の電話相談等を行う事業。

【上記の事業以外に、下記の事業も統合】

（ ・ 自立生活援助事業
・ 里親支援事業
・ 児童家庭支援センター
・ 児童虐待防止対策支援事業 ）

○ 配偶者からの暴力への対策 1,064百万円

本年6月に改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）の円滑な施行のため、婦人相談所、婦人保護施設等における相談・保護・自立支援等の各種施策の一層の推進を図る。

(新) ○ 人身取引被害者の一時保護委託の実施 10百万円

人身取引被害者の保護を促進するため、婦人相談所からの委託により、婦人保護施設、民間シェルター、母子生活支援施設等において人身取引被害者の一時保護を実施する。

5 子どもの健康の確保と母子保健医療体制等の充実

(1) 子どもの健康・医療の確保

○ 子ども家庭総合研究の推進 1, 013百万円

乳幼児の障害の予防、母性並びに乳幼児の健康の保持増進や児童の健全育成等に関する総合的な研究を行うとともに、国民的関心の非常に高い小児医療や児童虐待などの社会的課題及び健やか親子21の評価や食育の推進のための研究を行う。

また、小児疾患について根拠に基づく医療を推進し、効果的な保健医療技術を確立するため、倫理性、科学性及び安全性に留意した質の高い臨床研究等を行うとともに、根拠に基づく医療の推進に不可欠な人材の育成を行う。

(2) 小児慢性特定疾患対策の推進 12, 772百万円

小児慢性特定疾患治療研究事業を実施するとともに、日常生活用具の給付を行うなどの福祉サービスを実施する。

(3) 周産期医療体制の充実、不妊治療に対する支援

(新) ○ 母子保健医療対策等総合支援事業の創設 3, 623百万円

各自治体における子どもの健康の確保と母子保健医療体制等の一層の充実が図られるよう、従来の周産期医療ネットワークの整備事業、不妊治療に対する支援事業等を再編・整理し、補助基準の緩和等を図ることにより、各自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とする統合補助金を創設する。

【統合した事業】

・母子保健強化推進特別事業

都道府県等が、妊産婦・乳幼児死亡等の改善事業や、地域の実情に応じた先駆的事業を実施する。

・新生児聴覚検査事業

聴覚障害の早期発見及び早期療育は、言語能力や知能発達に著しい効果があるとされていることから、新生児に対する聴覚検査を実施する。

- ・療育指導事業

小児慢性特定疾患児等について、医師等による療育相談指導、巡回相談指導を行うとともに、小児慢性特定疾患児を養育している親の不安や悩み等に対する相談を行う。

- ・生涯を通じた女性の健康支援事業

思春期から更年期の女性を対象として、健康教育、健康相談を実施するとともに、不妊に悩んでいる者に対する専門的な相談に応じる不妊専門相談センター事業を実施する。

- ・特定不妊治療費助成事業

不妊治療に係る経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適応されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する。

- ・周産期医療対策事業

母胎が危険な妊産婦や低出生体重児に適切な医療を提供するため、一般の産科病院等と高次の医療機関との連携体制（周産期医療ネットワーク）を構築する。

- ・総合周産期母子医療センター運営事業

高次の周産期医療を提供する総合周産期母子医療センターの安定的な運営に資するため、運営費について支援する。

6 母子家庭等自立支援対策の推進

(1) 母子家庭等の自立のための子育て・生活、就業支援の推進

(新) ○母子家庭等対策総合支援事業の創設

1, 868百万円

各自治体における母子家庭等の子育て・生活、就業支援等の一層の推進が図られるよう、従来の母子家庭等日常生活支援事業、母子家庭等就業・自立支援センター事業等を再編・整理し、補助基準の緩和等を図ることにより、自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とする統合補助金を創設する。

【統合した事業】

・母子家庭等日常生活支援事業

母子家庭の母等が、自立のための資格取得や疾病などにより一時的に生活援助、保育のサービスが必要となった場合に、家庭生活支援員を派遣する。

・ひとり親家庭生活支援事業

母子家庭の母等が自立に向けた生活の中で直面する諸問題の解決やその児童の精神的安定を図るなど、ひとり親家庭の生活の安定に向けた総合的な支援を実施する。

・母子家庭等就業・自立支援センター事業

母子家庭の母等に対して、就業相談や就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスや養育費の相談など生活支援サービスを提供する。

・特定事業推進モデル事業

母子家庭の母の就業の機会を創出できる可能性の高い先駆的な事業を促進するためのモデル事業を実施する。

・自立支援教育訓練給付金事業

地方公共団体が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対して、講座終了後に受講料の一部を支給する。

・母子家庭高等技能訓練促進費事業

介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上養成機関等で修学する場合で、就業（育児）と修業の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のため、高等技能訓練促進費を支給する。

・常用雇用転換奨励金事業

母子家庭の母を新規にパートタイムとして雇用し、OJT実施後、常用雇用（一般）労働者に雇用転換した事業主に対して奨励金を支給する。

・母子家庭等自立支援推進事業

都道府県が市及び福祉事務所を設置する町村における母子家庭等福祉施策を効果的・効率的に実施するための課題や方策の検討について地域の実情に応じて支援する体制を整備する。

(新) ・母子自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当受給者の自立・就業支援のために活用すべき自立支援プログラムを策定し、ハローワークとの連携（ハローワークにおいて、就労支援コーディネーターの配置及び早期再就職専任支援員の拡充を図り、児童扶養手当受給者等の実情に応じたきめ細やかで効果的な就労支援を実施（職業安定局に計上））のもと、これに基づいた支援を実施するためのモデル事業を東京都、大阪府、政令指定都市（静岡市を含む）において実施する。

(新) ○母子家庭の母等に対するプレ訓練付き職業訓練の実施（職業能力開発局に計上）

657百万円

就労経験がない又は就労経験が乏しい母子家庭の母等に対し、プレ訓練付き職業訓練を実施し、職業能力開発の機会・効果を向上させ、母子家庭の母等の就業支援をより積極的に推進する。

(2) 自立を促進するための経済的支援

○母子寡婦福祉貸付金の充実

5,110百万円

母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法を受け、母子家庭等の自立を積極的に促進するため、母子寡婦福祉貸付金のうち、就学支度資金の貸付限度額の引上げ、技能習得資金等の据置期間の延長を図る。

○児童扶養手当

325,244百万円

平成16年の消費者物価指数は対前年比 $\Delta 0.2 \sim +0.1\%$ 程度となる見込みである。

平成17年通常国会に、児童扶養手当の額等の物価スライドの特例措置を講ずるための法案を提出することとしている。（物価が上昇した場合には手当額を据え置くこととし、段階的に1.7%の特例措置分（平成12～14年度の据え置き分）を解消していく。ただし、物価が下落した場合には、物価スライドにより引き下げ。）

手当額（ $\Delta 0.1\%$ の場合）

	(平成16年度)		(平成17年度)
全部支給（月額）	41,880円	→	41,800円
一部支給（月額）	41,870円	→	41,790円
	～9,880円		～9,870円

7 施設の整備の推進

(新) ○ 次世代育成支援対策施設整備交付金の創設

16,704百万円

次世代育成支援対策推進法に規定する都道府県行動計画、市町村行動計画に定められている地域の実情に応じた次世代育成対策に資する施設整備費の実施を支援することを目的に創設する。

【対象施設】

・都道府県、指定都市、中核市計画に基づく申請

都道府県立施設等及び社会福祉法人等が設置する以下の施設

児童相談所及び一時保護施設・児童養護施設・乳児院・児童自立支援施設・母子生活支援施設・情緒障害児短期治療施設・児童家庭支援センター・婦人相談所・婦人保護施設 等

・市町村計画に基づく申請

市町村立施設及び社会福祉法人等が設置する以下の施設

保育所・へき地保育所・子育て支援のための拠点施設

《 339,412百万円 → 352,921百万円 》

8 施設の運営の充実

○ 保育所の受入れ児童数の拡大（再掲）

○ 事務職員雇上費加算の対象施設の拡大（10月実施）

特別保育事業等実施保育所 定員61人以上 → 46人以上

(新) ○ 児童福祉施設における被虐待児一時保護委託の促進（再掲）

○ 施設の小規模化の推進（再掲）

○ 入所児童処遇費の改善

里親手当、就職支度費等の改善

(新) ○ 人身取引被害者の一時保護委託の実施（再掲）

公正かつ多様な働き方の実現

《 2, 126百万円 → 2, 013百万円 》

1 多様な働き方を選択できる環境整備

(1) パートタイム労働者と正社員との均衡処遇の推進 480百万円

企業におけるパートタイム労働者と正社員との間の均衡処遇を進めるため、均衡処遇の確保に向けた先駆的な取組を行おうとする事業主に対し、均衡処遇に向けた相談等を行うコンサルタントの派遣を拡大する。

(2) 在宅就業対策の推進 66百万円

在宅就業者を支援するため、eラーニングによる能力開発の修了段階における知識・技術の到達度や仕事の適性等を自己確認できるような能力評価システムを開発するとともに、各種情報提供、相談援助を行う。

(3) 多様就業型ワークシェアリングの普及促進 207百万円

多様な働き方の選択肢を拡大するため、短時間正社員制度等の導入に向けたモデルの開発を進めるとともに、多様就業型ワークシェアリングに関する普及啓発を行う。

《 1, 524百万円 → 1, 104百万円 》

2 男女雇用機会均等確保対策の推進

(1) 実質的な均等取扱いを確保するための積極的な行政指導の展開及び均等施策の更なる推進に向けた検討 329百万円

男女雇用機会均等法の適正な施行に努めるとともに、いわゆる「コース別雇用管理」制度の適正な運用に向けた周知徹底と行政指導の一層の強化を図る。

また、男女雇用機会均等政策研究会報告を受け、男女双方に対する差別の禁止や妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの問題への対応等、均等施策の更なる推進に向けた検討を行う。

(2) ポジティブ・アクションの促進

775百万円

個々の企業がポジティブ・アクション（女性の能力発揮促進のための企業の積極的取組）を推進するための目標を設定する際に活用できるベンチマーク（自社の状況を知ることができるものさしとなる値）の提供や企業における取組の具体的なノウハウを提供するセミナー等を開催するとともに、経営者団体と連携して協議会を開催すること等により、ポジティブ・アクションの一層の促進を図る。